

1. 議事日程

〔平成24年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成24年 2月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 |
| 日程第4 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 施政方針 |
| 日程第10 | 議案第33号 平成24年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第34号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第35号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第36号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第37号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第38号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第39号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第40号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第41号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第42号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第43号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第44号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第45号 平成24年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第2号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 議案第3号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第4号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】 |
| 日程第27 | 議案第5号 財産の無償貸付について【消防団詰所関係】 |
| 日程第28 | 議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第29 | 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第30 | 議案第8号 工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場用地造成工 |

事】

- 日程第31 議案第9号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
日程第32 議案第10号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第33 議案第11号 安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例
日程第34 議案第12号 財産の無償譲渡について【吉田老人憩の家付帯施設関係】
日程第35 議案第13号 財産の無償貸付について【吉田老人憩の家跡地関係】
日程第36 議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第37 議案第15号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第38 議案第16号 安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第39 議案第17号 安芸高田市定住対策支援基金条例
日程第40 議案第18号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
日程第41 議案第19号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する
条例
日程第42 議案第20号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第43 議案第21号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
日程第44 議案第22号 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
日程第45 議案第23号 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第46 議案第24号 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3
号）
日程第47 議案第25号 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）
日程第48 議案第26号 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補
正予算（第3号）
日程第49 議案第27号 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第
3号）
日程第50 議案第28号 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2
号）
日程第51 議案第29号 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会
計補正予算（第1号）
日程第52 議案第30号 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3
号）
日程第53 議案第31号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1
号）
日程第54 議案第32号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸

8番	山根温子	9番	宍戸邦夫
10番	山本優	11番	前川正昭
12番	秋田雅朝	13番	赤川三郎
14番	青原敏治	15番	金行哲昭
16番	入本和男	17番	今村義照
18番	亀岡等	19番	塚本近
20番	藤井昌之		

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

12番	秋田雅朝	13番	赤川三郎
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	河野正治	教育次長	沖野和明
消防長	光下正則	会計管理者	森川薫
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	小笠原義和
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	益田茂樹
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前10時00分 開会

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は19名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
立田事務局長。
- 立田事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。
第4点、監査委員より平成23年12月分及び平成24年1月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、12番秋田雅朝君、及び13番 赤川三郎君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。
- 金行議会運営委員長 報告します。
平成24年第1回定例会の運営につきまして、去る1月20日及び2月15日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から3月14日までの22日間といたしました。議事の都合により2月23日、25日、26日及び2月28日から3月13日まで休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、諮問5件及び議案45件で、議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号、第6号

及び第7号の3件は、提案理由の説明の後質疑を受け、総務企画常任委員会へ、また、議案第10号及び第11号の2件は文教厚生常任委員会へ、議案第17号は産業建設常任委員会へ、また、議案第21号から第45号までの25件を予算常任委員会へ、それぞれ付託することにいたしました。その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについてでございます。14人の方から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に2月24日が7人、27日を7人といたします。以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日から3月14日までの22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○藤井議長 日程第3、「選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、中森美智代さん、合原雅寛君、岸野友夫君、谷林紀子さん。以上の諸君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました諸君を、選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中森美智代さん、合原雅寛君、岸野友夫君、谷林紀子さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第一順位・加藤學君、第二順位・高本徹雄君、第三順位・大中道子さん、第四順位・芦田香代子さん。以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました諸君を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会委員補充員には、第一順位・加藤學君、第二順位・高本徹雄君、第三順位・大中道子さん、

第四順位・芦田香代子さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○藤井議長 日程第4、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第8、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの5件を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成24年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用の中御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて今回の定例会には、本日、人事関係5議案、条例関係19議案、工事請負契約関係1議案、予算関係25議案の合計45議案を提出させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、諮問第1号から諮問第5号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の5議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、諮問第1号、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

津村秀荘委員は平成12年から4期12年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものであります。

続いて、諮問第2号、本件は、諮問第1号同様、本年6月30日をもって任期満了となります高宮町の秋野貢委員の後任候補者として、高宮町の辻駒康博さんを推薦するものであります。

辻駒康博さんは、平成7年から平成16年に至るまで、高宮町役場で教

育相談員として勤務され、平成16年から現在に至るまで人権相談員として勤務されております。人権啓発活動に多大な貢献をされました。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断いたし推薦するものであります。

続いて、諮問第3号、佐藤正彦委員は平成15年7月から3期9年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など積極的に人権擁護活動を行っていただいているところであります。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものであります。

続いて、諮問第4号、本年6月30日をもって任期満了となります高宮町の藤本悦志委員の後任候補者として、高宮町の山縣紀子さんを推薦するものであります。

山縣紀子さんは、現在ケアワーカーとして勤務されており、積極的に人権啓発活動に貢献をされてきました。人権問題に熱意と意欲をもって人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものであります。

続いて、諮問第5号、本年6月30日をもって任期満了となります美土里町の三上タエ子委員の後任候補者として、美土里町の毛利宣生さんを推薦するものでございます。

毛利宣生さんは、昭和49年から平成21年に至るまで、美土里町役場及び安芸高田市役所で勤務され、安芸高田市役所では人権推進課長として勤務をされて、人権啓発活動に多大な貢献をされてきました。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし推薦するものであります。

以上、諮問第1号から諮問第5号まで一括して提案理由を説明いたしました。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって質疑、討論及び委員会付託を省略することに決しました。

これより本件5件を個別に採決いたします。諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とす

ることに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 施政方針

○藤井議長 日程第9「施政方針」、ここで市長の施政方針の表明を受けます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成24年第1回定例会の開会に当たりまして、市政運営に関する私の所信と平成24年度当初予算における主要施策の概要について、御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方に御理解と御協力を賜りたいと思っております。

平成20年4月に私が市長に就任して以来、この4月をもって早4年の任期を満了することとなりました。この間、議員各位並びに市民の皆様方、関係機関等の皆様方の温かい御支援と御協力に支えられ、市政を推進できましたことを改めて感謝申し上げたいと思います。

私は、昨年9月の定例会の場で表明したとおり、政策マニフェストの集大成や行財政改革による新市建設計画の推進のため、2期目の市長の職を目指す決意をいたしましたところであります。残された任期はわずかですが、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思っております。

任期最後の定例会となりますので、議員各位、市民の皆様方と歩んでまいりましたこの4年間を顧みるとともに、新年度に向けての所信の一端を申し上げたいと思います。

私は、平成20年4月の市長選挙において、「地域格差のないバランスの取れた施策の実行」、「市民の声を大切にし、市民のだれもがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、多くの市民の皆様方からの御信任をいただき、本市二代目の市長に就任をさせていただきました。

以来、私は地域の皆様方が主体的に取り組む地域行事へ可能な限り足を運び、市民の皆様方との対話を進め、本市が抱えるさまざまな問題や課題の把握に努め、懸案事項の解決に全力を進めてまいったところであります。

その結果、私の政策マニフェストに掲げました「新公共交通システム（お太助ワゴン）」の運行、小学校への「学習補助員」の配置など学習向上施策、「ファミリーサポート事業」の拡充による「24時間保育」の実現、「市民総ヘルパー構想」に基づく生活・介護サポーターの養成、市役所窓口へのポルトガル語、中国語の通訳・翻訳員の配置など「多文化共生」の推進、「結婚サポート事業」による若者定住促進などを、皆様方の御協力のおかげで一つずつ具体化させてきたところであります。

また、「給食センター」、「葬斎場」、「生涯学習センター」、「し尿処理施設」など新市建設計画に掲げられた生活基盤施設を着実に整備または着手してきたところであります。

さらに、本市のお宝である「歴史」、「神楽」、「特産品」を活用した「未来創造事業」への着手、「土師ダム周辺整備事業」の推進、「中国クボタ」、「田中電機工業」など有力企業の市内への新規立地など、本市の活性化対策についても成果を挙げつつあるところでございます。

とりわけ「神楽」につきましては、平成23年度から市内22神楽団の御協力により、神楽門前湯治村において年間150日にも及ぶ定期公演を実現していただきました。また、昨年7月には「第一回神楽甲子園」を実施し、大変な好評をいただくこともできました。

さらに、昨年10月にはNHKの「鶴瓶の家族に乾杯」が放映され、本年1月には新宿文化センターにおいて「ひろしま安芸高田神楽第一回東京公演」を開催いたし、大盛況に終わるなど、「安芸高田の神楽」は県内のみならず全国へ発信を始めたところであります。

また、昨年8月には関係各位の御尽力により「ふるさと応援の会」を発足させることができました。安芸高田市出身者の方々は無論のこと、安芸高田市に「ゆかり」のある多くの方々に会員になっていただき、1月末現在では、市内751名、市外922名で合計1,673名の会員数となっております。

先日の神楽東京公演の際には、関東方面の出身者などにお集まりいただき、関東支部の立ち上げに向けて準備をしていただくことになりました。

た。今後も「ふるさとの応援の会」の会員拡充と組織強化を図り、この連携の中から地域の活性化、そして企業誘致などの有益な情報交換につながっていけばと考えております。

また、情報格差を是正し、市民の利便性を向上し、若者定住、地域や企業の活性化等、将来に展望ある安芸高田市を創出するため、全市に光ファイバー網を整備することといたしました。平成23年度から事業に着手したところであります。

整備に当たっては、国の補助事業や合併特例債等を活用し、市の負担を極力軽減するよう努めております。

一方、本市を取り巻く社会情勢は、ますます厳しい状況にありますが、将来にわたって安定的な財政基盤を確立するため、職員数の適正な管理や事業の効率化等、従来の改革に加え、平成22年度から「第二次行財政改革」を積極的に推進し、窓口業務、水道事業、学校給食等への民間活用への導入を具体化してきたところであります。

昨年は、東日本大震災、原発事故、電力需給の逼迫、集中豪雨、そして歴史的な円高と欧州債務危機と、国難というべき試練に相次いで見舞われた激動の一年でありました。

今年は、国を挙げて、大震災からの復旧、復興、日本経済の再生に取り組む年でございます。本市におきましても、厳しい財政状況が続いておりますが、行政改革をしっかりと進め、「無駄」をなくし、将来を見据えた安芸高田市の建設に向け、実のある事業を実施し、私が市長就任に際して市民の皆様と約束をいたしました「安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、これまで4年間の取り組みを基盤に、邁進をしていく決意でございます。

引き続き、議員各位の御理解、御支援を心からお願いを申し上げる次第であります。

次に、平成24年度当初予算の編成方針について、御説明を申し上げます。平成24年度の地方財政計画では、本市の歳入の根幹をなす地方交付税について、平成23年度並みの総額が確保されるなど、一定の評価ができるものとなりました。

しかし、東日本大震災の景気低迷などを反映して、税収の急速な回復は見込めず、加えて、少子・高齢化の進展に伴い、社会保障関係が大幅に増加する中、本年1月に消費税率の段階的な引き上げや消費税率の社会保障財源化などを柱とした「社会保障・税一体革命素案」を、政府・与党で決定しましたが、消費税率の引き上げについては、国民の間に議論も多く、その実現は不透明であるなど、地方財政を取り巻く状況は厳しさを一層増しているのが現状であります。

特に、本市におきましては平成26年度から普通交付税の合併加算措置が段階的に縮減・廃止され、今後の行政経営は年を追うごとに厳しさを増すことは必至と言わざると得ないと思っております。

平成24年度当初予算の編成に当たりましては、今後見込まれる、この

ような厳しい財政状況を踏まえ、第二次行財政改革を着実に推進し、持続可能な行政経営を確立するとともに、安芸高田市の将来を見据えた実のある事業については、国の補助金や合併特例債など有利な財源を活用しながら集中的に実施するなど、「選択と集中」を基本に予算編成に努めたところであります。

そのため、窓口業務等への民間活力の導入を拡充するとともに、今後、急速に進展する少子・高齢化に伴い増大する医療・福祉・介護に係る費用の抑制を図るため、自助・共助・公助の理念のもと、「市民総ヘルパー構想」を推進する一方、若者定住、企業誘致などを推進する基盤として不可欠な「光ネットワーク整備」については、国の補助事業や合併特例債を有利に組み合わせ重点的に取り組むこととしております。

さらに、既存事業について徹底的な経費の見直しを行うとともに、必要不可欠な生活インフラとしての幹線道路網や上下水道の整備、学校耐震化対策など緊急を要する事業、また、神楽など本市の「お宝」を活用した「未来創造事業」の展開、特産品の開発やふるさと応援の会の組織体制強化などを図る「安芸高田ブランドの拡大」、効果的な観光施設の展開のための「安芸高田市観光協会」の設立準備などの独自の地域活性化策、さらには、安心して「子育て」ができる環境づくり、地域で深刻な問題となっている「有害鳥獣対策」の強化、東日本大震災を教訓とした「自主防災組織」の充実、在住外国人との「多文化共生社会の創造」に向けた対策、原発事故等によるエネルギー政策の見直しを踏まえた「再生可能エネルギー」の導入調査などの環境対策、「安心して暮らせるまちづくり」の一層の推進など、厳しい選択を通じて、市民の利便に資する事業を主体として予算措置を講じたところであります。

議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願いしたいと存じます。

その結果、平成24年度の当初予算規模は、一般会計、235億4,400万円（対前年度5.1%増）となりました。特別会計は、合計111億826万4,000円（対前年度比9.4%増）、地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で5億429万8,000円（対前年度比4.8%減）となったところであります。

一般会計の増につきましては、光ネットワーク整備事業、向原生涯学習センター整備事業、土師ダム周辺整備事業などの大型事業の工事が本格化することと、少子・高齢化の進展に伴い、社会保障関係費が増加したことが主な要因でございます。

また、特別会計の増につきましては、国民健康保険特別会計における療養給付費の増や介護保険事業特別会計における介護給付費の増によるものであります。水道事業会計の減につきましては、吉田町国司取水場ろ過施設更新事業の終了によるものでございます。

それでは、施策の大要を「総合計画」に掲げる施策の体系に沿って、御説明申し上げます。

1つは、快適でにぎわいのあるまちづくりでございます。市役所に来庁されるすべての方々に「わかりやすく」、「使いやすく」、「心地よく」、そして「手続が早く終わる」そのような窓口を目指して、平成23年4月から「ワンストップ総合窓口」を整備するとともに、窓口業務の民間委託を実施したところでございます。

市民の皆様方からは、おおむね好評をいただいております。平成24年度からは民間活力の一層の活用を図るため、現在の証明事務に加え、異動等に関する事務についても委託したいと考えております。

支所及び支所周辺施設の有効活用につきましては、地域住民の利便性の向上とにぎわい創出のため、公益性の高い団体等の支所への集積や防災拠点としての周辺整備など地域住民の多様な活動拠点としての利活用策も検討しながら整備してまいりたいと思います。

とりわけ、支所庁舎機能につきましては、耐震性や情報セキュリティに十分配慮した上で、事務スペースの均一化や空調設備の改修など効率的な維持管理のための施設改修や機能の転換等を計画的に実施してまいりたいと思います。

次に、幹線道路網の整備についてでございます。県道改良につきましては、平成23年度に事業を再開いたしました一般県道原田～吉田線のうち、印内側の約0.9キロメートルの区間の測量、用地買収が進められました。

今後も広島県に対し、吉田～豊栄線、吉田～邑南線、広島～三次線とあわせ、未整備区間の改良と交通安全事業の早期整備に向け、強く働きかけてまいりたいと思っております。

地域高規格道路「東広島高田道路」につきましては、平成23年度から吉田側の工事に着手いたしました。残りの用地買収、物件補償を進めるとともにさらなる事業推進に努めることとしております。

主要市道の改良につきましては、国費事業による勝田～根之谷線ほか、継続2路線の事業を、また、地方特定道路整備事業におきましては、柳原線ほか、継続4路線の事業を促進してまいりたいと思います。

また、渋滞緩和を図るため「国道54号可部バイパス」につきましては、残り3.7キロのうち、大林工区（大林3丁目バス回転場まで）の2.2キロ区間が、平成25年度の開通に向けて事業の推進がなされております。残る区間を含め早期全線開通を関係機関と連携して、要望してまいりたいと思っております。

さらに、今後、可部バイパスの大林工区の開通や、さらには尾道松江線の整備により、道路利用形態の変化が予想される中、安芸高田市の重要な幹線道路である国道54号の魅力を高めるために沿線活性化事業として、道路の休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を加え、地域防災拠点機能を備えた「道の駅」の整備に向けた計画づくりを国、県、関係機関に働きかけていきたいと考えております。

次に、公共交通体系の整備でございます。市内全域を対象とした「お

太助ワゴン」、「お太助バス」、「もやい便」、「とろっこ便」による「新公共交通システム」も運行開始から1年以上が経過いたしました。

この「新公共交通システム」は、移動手段を持たないお年寄りなどの原則ドア・ツー・ドアでの移動を実現し、市民の通院や買い物等の利便性の向上を図ることを目的として整備をいたしましたが、利用者の皆様からは「通院や買い物などへ気軽に行けるようになった」とおおむね好評をいただいているところでございます。今後は、さらなる利用拡大に向けて登録者の増加を図るとともに、事業者と連携し一層の安全運行に努めてまいりたいと思っております。

次に、情報基盤の整備について、でございます。懸案になっておりました光ネットワーク整備事業につきましては、若者定住や企業誘致のために不可欠な基盤整備であります。国からの補助金や合併特例債など有利な財源の確保が可能になったことから、当初の計画を前倒し平成23年度から平成25年度までの3カ年で集中的に整備をすることにしております。

本市の活性化のため、十分に有効活用が図られるよう、今後、各世帯に設置するテレビ電話のサービス内容を検討していきたいと考えております。

次に、安全なまちづくりの推進について、でございます。昨年3月に発生いたしました東日本大震災、9月に近畿地方を襲った大型台風等、全国各地では未曾有の大災害による甚大な被害が発生しております。

市消防本部・消防署及び消防団との緊密な連携のもと、災害時には万全の体制で対応するとともに、消防車両や消防分団詰所、防火水槽等についても計画的に整備をしてみたいと思っております。

また、消防本部においては、消防庁舎の耐震改修工事を、平成23年度の実施設計に基づき、平成24年度には工事を実施するとともに、高規格救急車を更新整備するなど体制整備を図ることとしております。

さらに、地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とした、自主防災組織が市内一円に拡大するよう強く推進するとともに、防災資機材・備蓄物資の購入支援や防災訓練等も協力して実施してまいりたいと思っております。

次に、防犯対策について、でございます。昨年9月に市内で死亡ひき逃げ事故が発生し、現在でも未解決であるなど、近年、凶悪事件が頻繁に発生しております。従来にも増して、安芸高田警察署、防犯連合会並びに地域安全推進員とも緊密な連携を図りながら、防犯対策に努めてまいりたいと思っております。

また、地域における児童への登下校時の見守り活動を支援するとともに、引き続き、青色回転灯車両による「安全・安心パトロール」を実施してまいりたいと思っております。

各地域の防犯灯LED化移行に対しての助成につきましては、犯罪の抑止と地球温暖化防止の観点から、平成22年度から実施してきたところ

でございますが、当初予定いたしました平成25年度を1年間前倒し、平成24年度中に完成していきたいと考えております。

次に、交通安全でございます。交通死亡事故ゼロを目指して、昨年定めました「第9次安芸高田市交通安全対策」に基づき、交通の実態に即した交通安全施策の推進や街頭指導の強化を行うなど、引き続き、安芸高田市警察署並びに交通安全運動推進隊と連携いたし、対策を推進してまいりたいと思っております。

また、高齢者が関係する事故が増加する傾向にございますが、「新公共交通システム（お太助ワゴン）」の運行開始により、自動車にかわる交通手段を確保することになったことから、平成23年度から75歳以上の高齢ドライバーを対象に、免許証を自主返納した場合、お太助ワゴンの回数券をお渡しするなど助成制度を創設いたしましたところでございます。

こうした取り組みの成果により、本市の高齢者の返納率は非常に高いと考えております。引き続き、自主返納の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、生活環境の整備について、でございます。まず、住宅対策の充実でございます。向ヶ丘団地・下甲立団地を子育て・婚活定住促進団地と位置づけ、平成24年度から分譲を開始することとなり、若い世代への定住促進を図り活力あるまちづくりを目指していききたいと思っております。

また、定住する子育て・婚活世帯を支援するために、「子育て・婚活住宅新築等補助金」や「子育て・婚活定住促進団地購入補助金」を創設いたし、一層の定住促進につなげていきたいと考えております。

あわせて、「安全・安心・住環境リフォーム補助制度」を新たに設けることにより、市民の持ち家住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、市民の皆様方が安心して住み続けられる住まいづくりを進めるとともに、市内建設関連事業者等を中心とする地域経済の活性化も図ってまいりたいと考えております。

上下水道の整備につきましては、簡易水道事業八千代給水区の安定した給水をはかるため、水量拡張事業とあわせて水道管老朽化更新事業を継続して実施してまいります。

また美土里町横田地区の簡易水道創設につきましては、平成23年度は、事業認可の申請事務、加入促進の取り組みをしてまいりましたが、平成24年度におきましては、実施設計業務、事業用地の取得を行うこととしております。

上水道の維持管理、運営につきましては、行政改革の見地から民間委託による包括的な民営化に向けた取り組みを推進していくところであります。

下水道事業につきましては、一層の水洗化率向上に向け、引き続き、公共下水道事業等を推進するとともに、平成23年度に見直しを行った「下水道全体計画」に基づき、市設置型の浄化槽整備を拡大推進し早期

に全市的な水洗化を目指していきたいと考えております。

そのため、平成24年度から平成26年度の3年間に限り、宅内の排水設備工事費の一部を補助することといたしました。

この補助制度と先ほど御説明いたしました「安全・安心・住環境リフォーム補助制度」を連携させ、上水道等の一層の加入促進を図り、水質保全に努めるとともに、料金収入の確保による収支改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、最も懸案でありました新葬斎場整備につきましては、地元をはじめ、関係各位の御理解と御協力により、いよいよ建物の建築に着手する運びとなり、平成25年4月から供用開始を予定を考えております。

次に、心豊かで創造性に富んだまちづくりについてでございます。小集落を中心に、担い手不足などによる集落機能の低下が進行し、地域を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。そのため、それぞれの地域振興会におきましては、地域の活力につながる多様な取り組みを積極的に行っていただいております。

市民と行政の役割分担を踏まえ、協働してまちづくりに取り組めるよう、引き続き、「まちづくり支援員」の配置などにより、地域振興会の活動を支援してまいりたいと思っております。

男女共同参画の推進につきましては、男女がともに対等な立場で、責任や義務を担う社会を確立するため、広報や研修会など啓発事業にも取り組み、各種審議会などの委員への女性への登用を積極的に推進してまいりたいと思っております。

青少年健全育成につきましても、安芸高田市民会議をはじめとする関係機関・団体が連携して、青少年の健やかな育成を支援し、ネットワークの形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習の推進についてでございます。生涯学習の推進につきましては、市文化センターを各地区生涯学習の拠点とし、高齢者大学、市民セミナー、子ども教室等ソフト事業の充実を図り、生涯学習社会の構築を目指してまいりたいと思っております。

特に、向原地区の生涯学習の拠点として、「向原生涯学習センター」の整備を進めておりますが、平成24年度に着手をいたし、平成25年度に供用開始をしていきたいと考えております。

次に、学校教育の充実について、でございます。学校教育につきましては、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」のバランスの取れた児童生徒の育成のため、引き続き、「安芸高田市教育振興基本計画」に基づいた「安芸高田みつや協育」の推進・充実に向けてまいりたいと思っております。

また、本市独自の制度として、「確かな学力」向上に向け学習補助員等を小、中学校に配置し、きめ細かな指導体制の整備を図り成果を上げておりますが、平成24年度は、これまでの実績を踏まえ、多人数学級へ配置し、きめ細かな指導を行う、あるいは、入門期である小学校1年生

の多人数学級へ配置いたし、学校生活への適応を図る等、目的を明確にした配置を考えてまいりたいと思っております。

さらに、「豊かな心」育成のために、引き続き、少年自然の家を活用した合宿、郷土を愛する心を育成するための学習等、体験活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

不登校や問題行動への対応につきましては、引き続き、「家庭教育支援員」、また「スクールカウンセラー」を配置いたし、未然防止、早期対応を図るとともに、適応指導教室では学校との連携を十分に図り、児童生徒の学校復帰に向けて支援体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

国際理解教育につきましては、平成24年度も引き続き、中学生の海外派遣を実施するとともに、ニュージーランド・シンガポール青少年訪問団の受け入れを行い、国際化時代に対応した教育の充実強化に努めてまいりたいと思っております。

次に、学校規模適正化の取り組みについてでございます。児童・生徒数が減少し、学校規模の過小規模化が進む中、平成22年度に「学校規模適正化推進計画」を策定いたし、平成23年度には各小学校における保護者説明会及び各学校区の地域振興会を単位とした地域説明会を開催いたし、「学校規模適正化推進計画」の周知を図ってまいりました。平成24年度も引き続き、地域や保護者の皆様方と協議を進めながら、学校教育を高める方策を検討してまいりたいと考えております。

学校の耐震化対策につきましては、平成20年度から計画的に第2次耐震診断及び耐震補強工事を実施しておりますが、「学校規模適正化推進計画」との整合を図りながら、引き続き、推進してまいる所存であります。

給食センターの運営につきましては、平成23年度の本格稼働以来、創意工夫を行いながら運営を行った結果、一定の評価をいただいております。今後とも学校や保護者等との連携を図り、一層安全で安心な、子どもたちの喜ぶ「おいしい給食」を提供してまいりたいと思っております。

文化の振興についてであります。安芸高田市の大きな財産でもある児玉希望画伯・和高節二画伯の作品をはじめとする市所蔵の多くの美術品を、市内の公共施設等に広く展示し、より多くの人に楽しんでいただけるよう、図録作成等、環境整備を行っていきたく思います。

文化財の保護につきましては、4世紀後半の県内最大・最大級の古墳として注目を浴びております甲立古墳の確認調査を、平成24年度も引き続き、実施してまいります。規模・構造をさらに再確認、平成25年度に調査報告書をまとめ、国の史跡指定に向けた取り組みを展開してまいるつもりでございます。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、生涯スポーツの推進、スポーツイベントの充実を図るとともに、総合型地域スポーツク

ラブの育成支援を図ってまいります。あわせて、本市に練習拠点を置く「サンフレッチェ広島」や湧永ハンドボール部「ワクナガ・レオリック」への支援をはじめ、アーチェリー、カヌー、BMX等、特色あるスポーツへの支援を推進してまいります。

また、「JFAサッカーアカデミー」の本市への招致につきましては、引き続き、「日本サッカー協会」、「広島県サッカー協会」、「サンフレッチェ広島」、と協議を重ねるとともに、広島県、広島県教育委員会とも連携して実現に向かって努力をしてまいりたいと思っております。

次に、人と環境に優しいまちづくりについてでございます。すべての人の人権が尊重され豊かな社会の実現を目指し、「人権尊重のまちづくり条例」を基底に、さまざまな人権侵害や差別意識の解消に向け、市民とともに人権啓発に取り組んでいきたいと考えております。

また、在住外国人の方々が市民の一員であるとの視点に立ち、同じ地域の構成員として、対等な立場を築きながら、社会参加を促し、将来にわたって、市内の医療・福祉・製造業等の人材を確保するため、「多文化共生推進事業」を積極的に推進し、平成23年度に引き続き、外国人の方への住民サービス提供をサポートする多文化共生推進員や多文化共生相談員、また中国語の通訳・翻訳員を配置するとともに、平成24年度には「安芸高田市多文化共生推進プラン」を策定するつもりでございます。

次に、男女の交流につきましては、市内の独身者の「婚活」を支援するため、平成21年度から「結婚サポート事業」を実施したところでございますが、さまざまな交流イベントを通じて平成23年度までに7組の結婚が成立いたし、他に数組のカップルが結婚を前提とした交際に発展していると報告を受けております。

非常に喜ばしく思っており、コーディネーターと連携を図りながら、これまでの実績を踏まえた、より効果的な支援を引き続き、実施してまいりたいと思っております。

次に、保健・医療の充実であります。本市の健康づくりの指針である健康増進プラン「健康あきたかた21」を中間評価の上、事業内容を見直し、市民の健康づくりを効果的に推進してまいりたいと思っております。

また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJA吉田総合病院とも連携いたし、救急医療体制の整備や医師等の人材確保に向け取り組んでまいりたいと思っております。JA吉田総合病院の「休日・夜間救急診療所」運営につきましても引き続き、財政支援を行ってまいりたいと思っております。

また、平成25年度に予定している横田診療所・美土里歯科診療所の民営化についても推進してまいりたいと思っております。

子どもの健康保持につきましては、少子化対策の一環として、乳幼児医療費の公費助成を平成21年度より、小学校6年生までに無料化を拡充したところでございますが、引き続き、負担軽減を図ることとしております。

また、定期予防接種、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンの接種につきましても、引き続き、全額公費負担助成をしたいと思っております。

インフルエンザの予防接種費用や妊婦一般検診費用につきましても、引き続き、助成することとしております。

次に、障害者福祉の推進につきましては、引き続き、障がい者の自立支援を目的に社会参加の促進を図るための支援を行ってまいります。

また、平成24年度には、24年4月から障害者自立支援法等の改正に伴う県からの権限委譲に適切に対応するとともに、広島県身体障害者連合会や安芸高田市身体障害者福祉協会との共催により、「広島県身体障害者福祉大会」を開催いたします。一人一人が相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けた機運醸成を図ってまいりたいと思っております。

次に、高齢者福祉の充実であります。本市の高齢化率は、平成23年12月末現在で33.8%を超え、今後も上昇が見込まれております。

本市の高齢者福祉対策や介護保険制度を将来にわたって持続させていくためには、介護保険サービス等の公的サービスの充実と、家族をはじめ地域住民がお互いに助け合う仕組みづくりが必要であります。

平成23年度に、県立広島大学の金子教授のお力添えをいただき策定いたしました「市民総ヘルパー構想」は、市民の皆さんによる新たな互助、共助の形をつくり出す構想であり、「生活・介護サポーター養成事業」や「安心生活創造事業」など、行政として引き続き、必要な施策に取り組んでまいり所存であります。

また、平成24年度から平成26年度を一期とする「高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」による介護保険料は、介護サービス給付費及び介護保険施設サービス給付費等の伸びを見込んで計上しております。

なお、地域密着型サービスへの民間事業者等への参入促進を図るため、市独自の施策として、福祉施設の新設に対する奨励金を助成しているところであります。

次に、子育て環境の充実につきましては、老朽化が著しい「向原こぼと園」について、平成26年度の開園を目指し、向原生涯学習センターの隣地施設に民設民営の手法により新設整備することといたしました。

設立運営法人は、本市はもとより、県内外で幅広く児童・高齢者・障害者福祉施設を運営されている「社会福祉法人三篠会」を予定しております。平成24年度に着手することとしております。

また、「24時間保育」体制の確立のため、必要時に子どもを一時的に預かることができる「ファミリー・サポート事業」に「宿泊預かり」を追加するとともに、昨年12月に市社協吉田支所内に「子育て支援センター」を開設し、施設型の「一時預かり・病後児預かり事業」も新たに開始をいたしました。今後、内容の充実に努めてまいりたいと思っております。

今後も利用者の意見を聞きながら、安心して子育てができる環境づく

りを進め、若者の定住促進を図ってまいりたいと思います。

また、放課後児童対策につきましても、児童館・児童クラブ・放課後子ども教室の充実を図り、子育て家庭の支援を図ってまいりたいと思います。

次に、環境保全対策についてでございます。地球の温暖化、森林破壊、ごみ問題など環境問題は、私たち一人一人が未来に目を向け、身近な重要な課題として、真剣に取り組んでいかなければなりません。

そのため、平成23年3月に策定いたしました「環境基本計画」を指針といたしまして、市民、事業者、行政がお互いに協力し、環境問題の解決と環境保全に努めてまいりたいと思っております。

また、省エネルギーやエコ運動の啓発事業の一つとして、新たに市民の皆様と一緒に「エコ・フェア」を開催し、環境活動の中心となる組織づくりやその活動を支援し、「環境もやいのまち 安芸高田」を目指してまいりたいと思っております。

資源サイクルの取り組みにつきましては、「リサイクル推進助成金」や回収器具の無償配布による資源リサイクル活動を推進し、リサイクル組織も回収した資源ごみの総量毎年増加しております。

平成24年度は、市民の皆様方から回収した古紙を活用して、トイレットペーパーに再生し、市内の施設で使用できるよう、リサイクルの見える形に取り組んでいきたいと思っております。

さらに、東日本大震災に伴い発生した原発事故を契機に、太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーの一層の導入促進が国全体で求められております。

安芸高田市におきましても、これらへの対応は急務と認識しております。平成24年度は、まず、本市の自然豊かな環境を生かした再生可能エネルギーの基礎調査や検討に着手することとしております。

なお、本市独自で実施しております「太陽光パネル発電システム」の助成制度については、太陽光発電の普及に伴い、急速に工事価格が低下している実態を鑑み、補助単価の引き下げなどの見直しを行いながら、引き続き、継続してまいりたいと考えております。

次に、多彩な生産と交流のまちづくりについてでございます。まず、農林水産業の振興につきましては、現在、政府はAPEC加盟国間での関税を原則的に100%撤廃するTPP交渉参加へ向けた事前協議をはじめておられます。TPPは、原則例外を認めない貿易自由化の協定であります。参加することになれば、中山間地域である本市の農業は壊滅的な打撃を受けることが懸念されます。基幹産業である農業・農村の基盤を守り、地域の活力を維持するためにも、JA広島北部をはじめ、関係団体等とも緊密に連携をし、対応してまいりたいと考えております。

圃場整備事業につきましては、団体営甲田町深瀬地区、吉田町桂地区、甲田町下甲立地区を継続して事業の推進をしてまいります。また、農道整備につきましては、平成20年度に新設いたしました「地域農道舗装リ

フレッシュ事業」を継続して実施してまいります。

シカ、イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、引き続き、猟友会との連携により捕獲に努めるとともに、対策を一体的に推進するため、地域営農課に専門の係を設置し、新たな対策を検討してまいりたいと思っております。なお、捕獲班の高齢化が顕著になりつつあるため、後継者育成の観点から狩猟免許取得について、引き続き、取得申請に必要な費用の助成を考えてまいります。また、捕獲した有害鳥獣の肉（ジビエ）の活用を図るため、捕獲班の協力をいただきながら、特産化に向けた取り組みも進めてまいりたいと考えております。

有害鳥獣から農産物の被害を防ぐ防護さく等の設置事業につきましては、集落単位での設置を推進するとともに、緩衝帯整備などとあわせて、効果的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

農地の荒廃防止と耕作放棄地の解消を目的に、昨年から実施しております「耕作放棄地解消モデル事業」につきましては、継続的に実施をしてまいりたいと思っております。

野菜等の生産拡大につきましては、青ネギ、アスパラガスなど競争力のある作物の産地強化及び販路拡大を図るため、JA広島北部や県等の機関と連携を密にし、パイプハウスの建設を計画しております。また、地産地消をより一層推進するため、生産者の掘り起こしとともに、市内産直市をはじめ、安芸高田アグリフーズ、安芸高田市給食センター等への集出荷体制を整備してまいりたいと考えております。

農業後継者の育成につきましては、市とJA広島北部が共同拠出をして造成いたしました「農業後継者育成基金」により、将来、農業を職業とすることを目的に「広島県立農業技術大学校」への入学を希望する者に対し、学費等の全面的な支援と卒業後の3年間の実務研修も支援しております。平成24年度は新たに5人の入学希望者があり、新規就農者の育成確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨年8月に設立いたしました、「安芸高田ふるさと応援の会」につきましては、現在、1,673名の会員に登録をいただいております。広島や東京での交流会も実施したところでございますが、今後は支部組織の結成に向けて取り組みを進め、温泉や神楽、歴史、文化スポーツを含む観光面でのアピールと、農産物や特産品等の販路の拡大、企業誘致など、市の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。引き続き、皆さんの応援をお願いしたいと思います。

また、特産品の振興につきましては、「三矢シリーズ」や「あきたかたのたから」など安芸高田市のブランド商品開発、販路拡大を支援してまいりたいと思っております。

畜産振興につきましても、牛の異常出産防止のためのワクチン接種費用の一部を助成するなど畜産農家の支援事業を実施してまいりたいと思っております。

林業振興対策につきましては、森林の有する多面的な機能が十分発揮

できるようにし、森林の計画的な整備に努めてまいりたいと思います。また、引き続き、「ひろしまの森づくり事業」を活用し、里山林整備や環境貢献林整備など積極的に取り組んでいきたいと思っています。

林道の改良につきましては、入江～戸島線等の改良促進に努めていきたいと思っております。

水産業につきましては、漁業協同組合等と連携をいたし、水産資源の維持増大及び水辺環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

次に、商工業の振興について、でございます。雇用環境の悪化や景気の低迷、東日本大震災やデフレ、円高等の影響により、商工業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。とりわけ、喫緊の課題である新規卒業者をはじめとする雇用の確保に向け、地元企業への訪問など、ハローワーク等関係機関と連携してまいりたいと思っております。

企業誘致の促進につきましては、平成23年度7月に大手農機具メーカー「中国クボタ」が進出をいたしました。また、本年4月には機械製造業の「田中電機工業」が本格稼働の予定であります。今後も広島県と連携し、景気が低迷する中ではございますが、根気強く企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光・交流につきましては、安芸高田市の観光協会の設立に向けた取り組みを図ってまいりたいと考えております。本市と姉妹都市を提携しております防府市との交流につきましても、市民間交流の支援を継続してまいりたいと思っております。

次に、土師ダム周辺整備につきましては、老朽化した土師ダムサイクリング・ターミナルの建てかえ工事に着手をしましてまいります。また、グラウンドゴルフ場の整備や、遊具の設置を行い、「健康と癒しの空間」としての整備を目指してまいりたいと思っております。

以上、「総合計画」に掲げる施策の体系に沿って説明いたしましたが、さらに本市の地域資源である「神楽」と「毛利元就の歴史遺産」を「安芸高田市が誇る財産」として位置づけ、これらを活用した観光振興、地域振興施策に取り組むことで、交流人口をふやし、地域経済を活性化させるとともに、基幹産業である農業の振興を図り、最終的には雇用の確保や定住人口の増加を目指す「未来創造事業」を部局を超えて推進したいと考えております。

平成24年度予算の編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。慎重なる御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。施政方針の説明を終わります。ありがとうございました。

○藤井議長

これをもって施政方針を終わります。

この際、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。



- 日程第10 議案第33号 平成24年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第11 議案第34号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第35号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第36号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第37号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第15 議案第38号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第39号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第40号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第41号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第42号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第20 議案第43号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第44号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第22 議案第45号 平成24年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第10、議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第22、議案第45号「平成24年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第33号から議案第45号までの提案理由の御説明を申し上げます。はじめに、議案第33号「平成24年度安芸高田市一般会計予算」でございます。本案は、平成24年度安芸高田市一般会計予算を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、235億4,400万円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を47億3,670万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第34号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、40億4,809万8,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものであります。

次に、議案第35号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億7,722万2,000円とするものであります。

次に、議案第36号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、42億3,861万3,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1

億円と定めるものであります。

次に、議案第37号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、4,803万円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1,000万円と定めるものであります。

次に、議案第38号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億7,954万3,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入れ限度額を9,560万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第39号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億6,547万4,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入れ限度額を6,610万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第40号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億9,645万2,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入れ限度額を6,660万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第41号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億3,090万7,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入れ限度額を4,030万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第42号「平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,016万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第43号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、5億9,869万7,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入れ限度額を3,750万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4,000万円と定めるものであります。

次に、議案第44号「平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,506万4,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものであります。

最後に、議案第45号「平成24年度安芸高田市水道事業会計予算」でございます。予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生が予定される収益と、これに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の

予定額を2億6,612万5,000円とするものであります。予算第4条は、施設の整備・改良等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を1億4,133万円、資本的支出の予定額を2億3,817万3,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,684万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額807万5,000円、当年度分損益勘定留保資金8,247万2,000円、及び建設改良積立金629万6,000円で補てんするものであります。予算第5条に定めます企業債の限度額を1億2,700万円とし、予算第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものであります。次に、予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、企業経営の効率的運営のため、収益的支出と資本的支出の間においては、相互に流用することはできませんが、各項の間での流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員給与費につきましては、他の経費との間で流用ができないことを定めるものであります。

以上、議案第33号から議案第45号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議を賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案13件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案13件については、お手元の付託表のとおり、予算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第23、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、施策の展開により来年度新たに任用する非常勤職員の報酬額を定めると同時に、保育士について、人事異動による保育所間の交流や向原こぼと園の民設民営に伴う円滑な人的移管に備えるため、保育士の月額報酬を減額し、その原資をもって費用弁償として通勤手当相当額を支給する改正を行うものであります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
8番 山根温子さん。

○山根議員 職安ではありませんので、付託される前に質疑させていただきます。
まず4点ほど質問がございます。

1点目、この対象は保育士とされておりますけれども、これに対して向原こぼと園がかかわっているというところで保育士とされておりますが、同じように非常勤の職員として保育園関係では調理員の方もいらっしゃると思いますが、これについてはどのようにお考えになるのか。

そして2点目、非常勤の場合は、交通費としての支給はできませんので、費用弁償としてされるということでございますけれども、この原資を報酬の中にまとめているというところで、この点について、2,000円の報酬を減額して、通勤手当相当額として支給する。この上限についてはどのように考えられているのか。

そして3点目、この改正の理由について、いただいている資料の中では、「報酬額は通勤手当相当額を含む額として設定してあるため、直近の保育所へ配属していますが」になっております。保育士のことについては、私、平成20年6月に保育の質が低下しているのではないかと危ぶまれる状況がありましたので、一般質問をさせていただいております。そのときにいただいた当時の総務企画部の総務課長からの、私の照会に対する回答の中で、そのときの平成20年の人事異動では、正規の職員が対象であるが、本年4月、これ20年4月の実施した人事異動も例外ではなく、正規職員を対象に異動を行いました。非正規職員については、正規職員に準じて取り扱われるものと考えており、具体的な事務は各部署が行っております。適材適所、人材育成と意欲の向上を目指してされたということで、この年は大変大きな異動をかけられました。ある保育園では10名中7名が異動する。その中で辞められた方もいらっしゃいます、非常勤職員の中では。そういう中で、現在、直近の保育所への配属をしていますというのは、何年からこの配属に対しての直近に向けた、非常勤職員に対しても直近の保育所へという配属を考えて打ち出されてきているのかをお聞きします。

4点目、この条例改正で同時に委員会の委員さんの日額報酬が出ております。日額報酬については、これまた平成20年の決算ぐらいで私質問をしておりますけれども、委員会の協議内容等、また報酬額について適当であるかどうかというところもお聞きしておりますが、改めて、今回人件費を抑えていく方向性の中で、行政の施策を進めるにおいては、やはり市民のかかわってくる委員会がふえている状況が見られますけれども、委員活動の内容と報酬額を含めて、これからの方向性についてお尋ねいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長

まず、1点目の御質問からお答えをいたします。本市の月額報酬の保育士につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する、嘱託職員に準ずるものの職として、規則で正規職員の4分の3を原則として任用しております。報酬につきましては、国の制度に準じまして、通勤手当相当額を含む額ということで提案し、議決を得ております。このことから、現在では、直近の保育所へ配置を心がけているところでございます。

向原こばと園との関係でございますが、平成26年4月1日から、向原こばと園の民設民営を計画いたしております。このことに伴いまして、現在の非常勤保育士の方の雇用確保の観点から、希望される現在の非常勤保育士さんにつきまして、設置者に採用していただくようお願いをいたしております。これに伴いまして、いわゆる保護者との意思疎通の観点から、本年4月1日に第1次として非常勤保育者の内定を行いたいと、民設民営の事業者からの要請がございます。これを受けまして、本年4月1日で希望採用の内定者を非常勤特別職として異動させたいということが1点でございます。

次に、先ほどもございましたように、小規模保育所と大規模保育所の異動もやはり必要ではないかというのはこれまでかねてからの懸案でございました。これらのことを考慮いたしまして、このたびの条例の改正の提案を行ったものでございます。

2点目の交通費の上限額の設定ということでございますが、現在、保育所に勤務しておられます非常勤の特別職の方の現状の通勤手当を一般職の例によりまして算出をいたしました。その金額をそのまま支給いたしますと、現在の社会情勢からして総額が上回るということになりますので、総額の中で調整したいということで、通勤手当相当分につきまして報酬額を減額いたしたいと、こういう提案をいたしております。

3点目の直近の保育所に配属ということでございますが、確かに先ほど申しましたように、小規模保育所、大規模保育所との交流のために異動を行ったことがございます。そのときの課題といたしまして、やはり通勤手当の問題によりまして、辞められた方もいらっしまったということがございました。これらの問題を解決するために、その翌年には当面、直近の保育所に配属することといたしまして、このたびの条例提案と兼ね合わせて整理をいたしたいと考えたものでございます。

4点目の月額報酬との方向性でございます。特別職につきましては、非常勤特別職の報酬の審議会を開いて決めまして、それらを考慮して月額報酬につきましても算定することといたしております。昨年的人事院勧告に伴います本市の給料の改正の考え方で御説明いたしましたように、合併時に報酬審議会が開かれまして、妥当であろうということをお願いしております。それらを踏まえまして、これまでの人事院勧告の増減を踏まえまして、特別職の報酬につきましては改定しないということで説

明をさせていただいております。それらを踏まえまして、日額報酬につきましては、現在議決をいただいております委員さんの日額報酬をもとに提案をさせていただいておりますという内容でございます。

今回の異動につきましては、いわゆる民設民営につきましては、調理員さんの採用がないというように伺っておりますので、考えておりません。また給食センターができましたので、保育所の調理は3歳未満児だけに限られております。非常に人数が少ないという現状がございますので、現状の4分の3の勤務時間を行う非常勤の調理師さんで対応させていただいておりますというので、直近の保育所に配置をしておるという状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 多文化共生相談員、それから多文化共生推進員、これが月額20万円ということになっておりますが、これらについて業務内容はどのようにそれぞれあるのか。どのような違いがあるのか、お聞きいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。市民部におきます多文化共生の推進事業におきましては、一昨年から室を設置いたしましてこの間進めておるところでございます。

今年度中途から既に相談員、あるいは通訳員の方を雇用し進めておりますが、推進員さんのそれぞれの役割ということでございます。

相談員さんにおきましては、事業の企画立案及び事業の実施、あるいは関係機関との連絡調整などを担っていただきます。具体的には、今、市が目指しております多文化共生プランの作成に向けて推進会議等の補佐的な形で事業の推進に携わっていただきたいということでございます。また、あわせて通訳等も語学等の養育がございますので、そちらの助けもお願いしたいということでございます。

また推進員さんでございますが、これにつきましては、現在、中国、ブラジルの方が多いということで、特にブラジル語の翻訳、あるいは通訳等の手助けをさせていただいております。また、通常の市の業務の相談役ということ、非常に業務のほうは質問が多いということで、この相談に当たってもらおうという形で手分けをしてやっていただくこととしております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第2号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○藤井議長 続いて日程第24、議案第2号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、行政改革実施計画に基づき取り組みを進めております基幹集会所の指定管理者制度導入について、このたび、新たに八千代町の1施設について、条例の別表中の管理を行う者を「市長」から「指定管理者」に改めるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。提案理由にございましたように、八千代町の下根集会所について指定管理者の導入を行いたく、条例の別表第1に規定する管理を行う者を、「市長」から「指定管理者」に改めるものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第3号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を
改正する条例

○藤井議長 日程第25、議案第3号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市消防団再編計画に基づき整備する、美土里方面隊第3分団並びに高宮方面隊第4分団の消防団詰所について、コミュニティ消防センターとして位置づけ、主として消防団の諸活動に活用しながら、必要に応じて地域の皆さんと共有し地域コミュニティの増進を図ることを目的として条例の一部を改正し、施設を追加するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明を申し上げます。議案書の裏面をお開きください。

本年度、新築いたします美土里方面隊第3分団詰所及び高宮方面隊第4分団詰所について、表に追加するものでございます。参考資料といたしまして、新築いたします詰所の配置図及び平面図などを添付しておりますので、参照いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第4号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】

日程第27 議案第5号 財産の無償貸付について【消防団詰所関係】

○藤井議長 日程第26、議案第4号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件から、日程第27、議案第5号「財産の無償貸付について【消防団詰所関係】」の件までの2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、消防団組織再編計画により今年度実施いたしました「美土里方面隊第3分団」の整理統合に伴い、廃止とする5カ所の詰所のうち、美土里方面隊第3分団第3班詰所、木造2階建て44平方メートルを、「中北振興会」へ、同5班詰所、木造2階建て48平方メートルを、「下北振興会」へ、それぞれ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第5号「財産の無償貸付について」、提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、議案第4号と関連し、今回地元へ譲渡する美土里方面隊第3分団第3班詰所の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。説明資料を用意しておりますので、お聞きください。

美土里方面隊第3分団関係ですが、地図上に黒の点線で囲んでいる区域が美土里方面隊第3分団の所管する範囲となります。第3分団は5班で編成され、それぞれの詰所がありましたが、このたびの再編により、安芸高田市消防署の北分駐所横に第3分団詰所を新築し、1カ所の詰所といたしました。これに伴い不要となる各班の詰所について地権者及び地域振興会などと協議いたしました結果、写真に赤字で示しております第3班詰所は中北振興会、及び第5班詰所は下北振興会から譲渡の申し出がありました。いずれの希望者も地縁団体であり、地域振興の活動に寄与することや解体撤去費用が削減できることから、無償譲渡を提案するものでございます。

続いて、議案第5号「財産の無償貸付について」について、要点の御説明をいたします。議案第4号で提案いたしました中北振興会へ無償譲

渡する美土里方面隊第3分団第3班の詰所の敷地については、私有地であるため借地借家法並びに安芸高田市財務規則の規定に基づき30年間無償貸付したいとするものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案2件は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
続いて、本案2件に対する一括討論を行います。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。以上で、本案2件に対する討論を終結いたします。
これより、本案2件を個別に採決いたします。まず、議案第4号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第5号「財産の無償貸付について【消防団詰所関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○藤井議長 日程第28、議案第6号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第6号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、郷野地区コミュニティ集会所ほか37施設について「安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例」の規定により指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の第2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間については、施設の設置目的や特性、また、この間の管理運営状況を総合的に検証し判断したものでございます。よろしく御審議の上、適切なる

議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について

○藤井議長 日程第29、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」、提案理由の御説明を申し上げます。

国の補正により、過疎債の「災害の防止または軽減を図るためのソフト事業」について、発行限度額が増額されたことに伴い、本市での防災関連事業を有利な過疎債を財源に実施するため、過疎計画に新規事業を追加するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第8号 工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場用地造成工事】

○藤井議長 日程第30、議案第8号「工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場用地造成工事】」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「工事請負契約の変更について」提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成23年議案第64号により議決を得た安芸高田市葬斎場用地造成工事の請負契約を、工事内容の変更により、契約額を2,935万5,900円増額することによって、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、要点の御説明を申し上げます。説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

本案は、安芸高田市葬斎場用地造成工事の工事請負契約の変更でございます。主たる変更内容は、補強土壁に流用土を予定してました約2,800立米の土質調査等を行った中、不適合となったことから土質改良を余儀なくされたことと、また想定以上の面積があり、集積、運搬、破碎等の作業が生じたことによるものでございます。これらにより、既定の契約金額に2,935万5,900円を増額する請負契約の変更を行いたいとするものでございます。以上で、説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 このことにつきましては、特別委員会の中でも説明を受けておるんですが、この2,935万5,900円という多額な金額を使うということで、もう少し詳細にわたって説明をしていただければと思います。と言いますのも、やはり我々も市民に対しての説明の責任もあろうかと思えます。それと、委員会の中でも言いましたけど、やはり地質調査をしておきながら、今回はまたこの土は使えなくなったというようなことになると、どうなんだろうかと、だれが責任をとってどうなるんだろうかということもあわせて説明をしていただければと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 一般の葬斎場の特別委員会でも御説明をさせていただきましたように、当初の段階で切土部分1カ所、そして盛土部分2カ所の土質調査等を当初の段階で施行をさせていただき、全体の設計に入らせていただきました。そういった中、現地の状況の中に大変土質の変化が大きい土壌でもあったというのは現実にございました。そうした状況の中、当初予定しておりました補強土壁に流用土として使う盛土部分を土質改良を行うというセメント安定処理の中で、土質改良を行う中で流用していきたいということで、工事費の主な増となったものでございます。以上で、説明を終わります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

14番 青原敏治君。

○青原議員 今の説明では、私は納得をいたしません。ちょっと答弁漏れがあるんじゃないかなと思うのですが、やはり地質調査をしてオーケーが出て工事に入って、それが今さらになって違うと。入札残があるからそれでやればいいじゃないかというような安易な考えでこういう工事を出してもらったら困るんですよ。やはり大事なお金ですよ、これも。本来でいけば、全体の工事費の中からその入札残は引いてもらって、工事をいかに抑制するか、工事費をいかに抑制するかということを考えてもらわな

くちやいけないというふうに私は思いますよ。そういう観点で、だれがどういうふうに責任をとって、それじゃこの追加工事については、調査したものについてペナルティーを取りますよとかいうことがあると思うんです。それが全くなしで今回の補正が出たのであれば、私はちょっと納得がいかないと。私も市民の方に説明をしてと言われたらしないといけない立場にありますので、そこらをはっきり説明するための材料をいただきたいと思います。

○藤井議長 　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 　議員御指摘のように、できるだけ事業費節減等に向けての対応というのは我々も当然のこととして事業の遂行にあたっております。ただ、実質的な状況の中で、約1万3,000㎡という大きな面積の中で、切土部分、盛土部分という形の中で3カ所の土質試験をする中で擁壁等をやる場合の支持力、そういう形の調査及び切土部分として流用土として使える土質等の調査を行い、全体の設計を行ったきたという状況で対応させていただいた。そういった中、現地等の中で、それだけの大きな中での対応の中で、十分な土質試験であったかと言われる御指摘に対しては、我々としたらもう少し専門的な見地からもっとやっておけばよかったんじゃないかという確かに反省を持っておりますが、そういった全体の中で事業計画、設計を行った中で、現地等の整合性がない土質ということになり、やっぱり将来にわたって安定した地盤、建物をつくっていく見地に立った上でどうしても変更の必要があるという判断をさせてもらい、今回行政の判断として対応させていただいたということでございます。以上です。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 　質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 　御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

14番 青原敏治君。

○青原議員 　反対討論でございます。私はやはり今回の契約変更については、反対をする立場で討論をさせていただきます。

このことにつきましては、やはり葬斎場というのは早くつくらないけんというのはよくわかってるいるんですが、今回のような安易な考え方がなかったらと思うんですけど、我々から見れば入札残が余ってるからそれで工事すればいいじゃないか、追加工事を出せばいいじゃないかというような考え方がなかろうかというふうに勘ぐらざるを得ん

ような議案だろうというふうに私は思います。よって、この議案については反対をさせていただきます。

○藤井議長 ほかにも討論はございませんか。

(討論なし)

○藤井議長 反対討論なしと認め、続いて、賛成討論の発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 まずこの件につきましては、先ほど来から、部長のほうから説明がございましたように、全員協議会でもって説明をされました。また、確かにこの件につきましては、この全員協議会になるまでの過程は確かにおそかったのではないかという形では推測します。しかし、今後のこの葬斎場に向けて皆様も市民も御承知のように、要は来年の4月1日から稼働するということでは明言をされておるような状況でございます。このいまの造成面積また有効面積からして、確かに調査の内容は十分であったかと推測します。しかし、いつどういう形ですべて調査できるというわけではございません。御承知のように、水島のトンネルの工事でも一緒でございます。確かに調査はやっておったが、その中で不十分さは欠けていた。そういうところもあります。しかしそれはやってみないとわからないというところもあります。今後、そういうことがあり得る状況が、これはある程度確認できると思いますので、その辺は今後、これから次の建築段階も含めて、しっかりとそうしたところを精査をいただきまして、この葬斎場がしっかりとスピーディーに、また今後そういう建築等に関してもそういう変更等がないような形で進めていただければということで、賛成の討論として述べさせていただきます。以上です。

○藤井議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号「工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場用地造成工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第9号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第31、議案第9号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第9号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る、地方税の臨時特例に関する法律が12月2日に公布、同日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じました。主な改正内容と

いたしましては、退職所得などに係る個人市民税の特例措置の廃止と東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が防災のための施策に必要な財源として、個人市民税均等割額が増額されるものであります。よろしく御審議の上、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 それでは、「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、また東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律が12月2日に公布、同日施行されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、御説明をいたします。まず、議案の1ページ、下段第95条でございます。また2ページの中段、附則第16条の2の下線部分におきます、たばこ税の税率改正でございます。これは、たばこに係る税が増税をされるというものではなくて、国の法人税減税に伴います法人市民税の減収分の代替財源といたしまして、納税義務者でございます、たばこ製造業者あるいは特定販売業者が納税をしておりました、これは国、県、市へそれぞれ納税をされておりますが、その中で県のたばこ税分の一部を市のたばこ税分に移譲し、市の納税分につきまして増額をされるというものでございます。それから、附則第16条の2につきましては、旧3級品と言われます、エコー、わかば、しんせいなど6銘柄につきまして、1,000本当たり2,190円から2,495円となり、305円、1箱当たり6.1円の増額となります。それ以外のものにつきましては、最初の第95条にあります1,000本当たり4,618円から5,262円となり、644円、1箱当たり12.88円の増額となります。この改正は附則にありますように、平成25年4月1日から施行されます。

次に、議案2ページの上段、附則第9条の改正につきましては、退職所得等に係る市民税の特例措置の廃止でございます。この特例措置につきましては、昭和42年に退職所得等に係る個人市民税の課税方法が翌年度課税から現年度課税に変更されたということで、1年早く徴収をされるということになりました。このため、この間の運用益等が失われるということを考えて、当分の間ということで導入をされていたものでございます。これまで当時の金利水準等を考慮して算出した税額の10%を税額控除としておりましたが、今回、導入から40年以上も経過をしていること。それからまた過去10年間の定期預金金利水準等を勘案しますと、この特例措置が廃止されるというものでございます。この改正につきましては、平成25年1月1日から施行されます。

次に、2ページの下段の附則第25条につきましては、特例措置といた

しまして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が防災のための施策に必要な財源確保を目的として創設をされるものでございます。これは、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り個人市民税の均等割が500円増額をされるものでございます。また、同じく個人の県民税均等割におきましても、500円の増額とされます。施行日につきましては、公布の日で、平成26年度課税分からの適用となります。以上で、要点の御説明を終わります。

- 藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
15番 金行哲昭君。
- 金行議員 いまのたばこ税のことで、来年度の比で1億7,280円を算出してあるんですけど、昨年のベースで、上がるほうのベースで算出されたのか、それともそこらの点は、その税金によってどう変化するかというのを1点お聞きしたいです。
- 藤井議長 ただ今の質疑に対し、答弁を求めます。
市民部長 新川昭夫君。
- 新川市民部長 たばこ税の全体が上がるというのではなくて、県のほうの納税額分だけ市のほうに移るとい形になります。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
15番 金行哲昭君。
- 金行議員 ちょっと理解してないんですけど、我が市に入る税金は上がるということで理解していいんでしょう。上がるということで。その部分が昨年とは変わるということですよ。そこらへんはどういう、これは歳入の予算では1億7,280万円と入ってるんで、そこらの部分が前の部とはその上がったものを先にそれを算出してここへ出されておるのかということか、前年度分の配分の方でこう出されておるのか、そこらをちょっとお聞きしたかった。
- 藤井議長 答弁を求めます。
市民部長 新川昭夫君。
- 新川市民部長 この納税時期ですが、先ほど申しましたように、平成25年4月ということで、今年度まだ予算の計上には至っておりません。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。
17番 今村義照君。
- 今村議員 現状ではすぐには変わらないかと思いますが、次年度、あるいは今後、市への影響をどういったような形で予測されているのか。そこら辺についてのお考えはいかがでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。
市民部長 新川昭夫君。
- 新川市民部長 たばこ税についてでございましょうか。全体の。それぞれ税額のほうのいろんな改正がこれから多々出てくると思っております。そういう中で、東日本大震災におきますいろんな形で国民的全員に500円の負担と

かというような形でもございます。また、社会全体では景気の低迷ということで、税の収入のほうもこれから減少してくることも考えておりますが、そういう中でそれぞれこれからの動向を見ながら、予算のほうにも考えていきたいと考えております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第10号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○藤井議長

日程第32、議案第10号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第10号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの間、第1号被保険者保険料について定めるものであります。第5期介護保険事業計画によりますと、第5期においては第1号被保険者の介護保険料基準額を介護給付費見込額から推計を行った結果、現在の4,400円から6,150円とするものであります。また、高齢者の収入に配慮し、現状の9段階保険料から12段階の保険料設定を行うものでございます。よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付

託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第11号 安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第33、議案第11号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第11号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市吉田老人福祉センターに設置しております浴室を、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い廃止するため、提案するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 ちょっとお伺いするんですが、この老人福祉センターの入浴をやめることにつきまして、市民の方から意見等が出なかったか。というのが、従前も廃止、以前は男性女性と2カ所あったときにこれを1カ所にするということで、そういう流れの中では一部あったとお聞きしておりますが、今後こうしたものを取りやめることによって、市民からのそういう意見等はなかったかだけちょっとわかれば教えていただければ。

○藤井議長 ただ今の質疑に対し、答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 この老人福祉センターの浴室につきましては、この施設が昭和58年に開設されて以来、入浴事業を実施しておりましたが、先ほどお話されたように、利用者の減少の中で平成12年に男女別々の浴室がございましたが、効率を図る、また経費の削減という中で女性用の浴室のほうを男女共用の浴室に改造いたし、男子用の浴室については廃止をした経過がございます。今回におきましては、その後またさらに利用者が減りまして、現在、年間を通じて男女それぞれ7、8名程度の利用に、またその方も限られた方になってございます。そういった状況の中に施設が老朽化をして、ボイラー施設等あるいは入浴施設等も老朽化をしておるということの中で廃止をするというふうになったわけでございます。

これについては、昨年12月1日に現在御利用いただいている方に、口頭で御説明をさせていただき、さらには施設内に張り紙をさせていただいて周知啓発を図って、その利用者の方からは御理解を賜っておるというふうに聞いております。よろしく申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
本案については、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第12号 財産の無償譲渡について【吉田老人憩の家付帯施設関係】

日程第35 議案第13号 財産の無償貸付について【吉田老人憩の家跡地関係】

- 藤井議長 日程第34、議案第12号「財産の無償譲渡について【吉田老人憩の家付帯施設関係】」の件から、日程第35、議案第13号「財産の無償貸付について【吉田老人憩の家跡地関係】」の件までの2件を一括して議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第12号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成23年4月1日に廃止をいたしました「吉田老人憩の家」の付帯施設である陶芸棟鉄骨スレート葺き平家25.23平方メートルを、「可愛地区振興会」へ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第13号「財産の無償貸付について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第12号と関連し、今回地元へ譲渡する「吉田老人憩の家」付帯施設（陶芸棟）を含む元吉田老人憩の家の跡地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

- 武岡福祉保健部長 まず最初に、議案第12号「財産の無償譲渡について」について、要点の御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年4月1日付をもって廃止をいたしました旧吉田町吉田老人憩の家の付帯施設で、昭和55年に建築し、既に32年が経過いたしております陶芸棟鉄骨スレート葺き平家25.23平方メートルを地域の財産として有効活用していただくことについてこのたび地元と協議が整いましたので、地元可愛地区振興会へ無償で譲渡するものでございます。

続いて、議案第13号「財産の無償貸付について」の要点の御説明を申

し上げます。

これにつきましては、先ほどの議案第12号と関連をいたしまして、今回地元可愛地区振興会へ無償譲渡します旧吉田町吉田老人憩の家の陶芸棟を含む跡地が市有地であることから、市有地1,110.46平方メートルを地域で有効活用していただくことについてこのたび地元と協議が整いましたので、無償譲渡先であります地元可愛地区振興会に財務規則第164条の規定により30年を上限に、平成54年3月31日まで無償で貸し付けるものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより、本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって本案2件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案2件は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて、本案2件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。以上で、本案2件に対する討論を終結いたします。

これより、本案2件を個別に採決いたします。まず、議案第12号「財産の無償譲渡について【吉田老人憩の家付帯施設関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「財産の無償貸付について【吉田老人憩の家跡地関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○藤井議長 日程第36、議案第14号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第14号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律、出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が、平成24年7月9日から施行されることに伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約について、所要の変更を行う必要があるため、広域連合を構成する各市町の議会において、議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第14号につきまして要点の御説明を申し上げます。現行の外国人登録制度を廃止し、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えること等の内容とする各改正法が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日から施行されることとなっております。

添付しております説明資料の裏面をお開き願います。新旧対照表の中段以下に別表第3として、広島県後期高齢者医療広域連合規約における関係市町の負担金割合等を掲げておりますが、このうち共通経費の算定基礎となる高齢者人口割、及び人口割につきましては右側下段の備考に記載しておりますように、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口と規定しておりましたが、このたびの法改正の施行に伴い、すべての外国人住民も住民基本台帳法の適用となりますことから、外国人登録原票記載の記述を削除するものでございます。

なお、改正規約につきましては、平成24年7月9日から施行し、平成25年度以降の関係市町負担金にこの改正規約が適用されるものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第14号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第37 議案第15号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第38 議案第16号 安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第37、議案第15号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件から、日程第38、議案第16号「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第15号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「地域主権1次一括法」の公布に伴い、公営住宅法の一部が改正され、入居者資格のうち「同居親族要件」が廃止されること等により、本市の市営住宅条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第16号「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第15号と同様、「地域主権1次一括法」の公布に伴い、公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部が改正されることにより、本市の市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、議案第15号の要点の御説明をいたします。改正部分はアンダーラインであらわしておりますが、同居親族要件が廃止されたことに伴うものと文言の整理でございます。

第6条の中で同居親族要件が廃止されることによります文言の削除と、第1号の削除でそれに伴います各号の繰り上げでございます。また、「改正前の3号で、現に住宅に困窮していることが明らかな者」である表現を、改正後では「明らかな」であることに文言の整理をしております。

第7条第2項でございますが、先ほどの6条の改正に伴い、文言の削除や文言の整理をするものであります。

第8条の2でございますが、同居者がいないものを「単身者」に文言の整理をするものでございます。

第30条でございますが、先ほどの第6条の改正に伴い、第6条第2号を第6条第1号に改めるものでございます。

なお、附則としましてこの条例は、平成24年4月1日から施行するものとしております。

続いて、議案第16号でございますが、アンダーラインの部分を削除で

ございます。

公営住宅法施行令第6条の第3号から第5号が削除されることに伴い、この文言を削除するものでございます。なお、ちなみに3号から5号といいますが、戦傷病者特別援護法、原爆援護法等に規定したもので認定を受けている者とあったものでございます。

なお、附則としましてこの条例は、平成24年4月1日から施行するものとしております。以上で、要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって本案2件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案2件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて、本案2件に対する一括討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、以上で本案2件に対する討論を終結いたします。

これより、本案2件を個別に採決いたします。まず、議案第15号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第17号 安芸高田市定住対策支援基金条例

○藤井議長 日程第39、議案第17号「安芸高田市定住対策支援基金条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第17号「安芸高田市定住対策支援基金条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、定住の支援等に要する資金に充てるため、「安芸高田市定住対策支援基金」を新たに設置する条例案であります。基金につきまして

は、市営住宅用地や分譲団地の売り払い収益を財源として積み立て、その基金の使途については、平成24年度より創設予定の「子育て・婚活住宅新築等補助金」や「子育て・婚活定住促進団地購入補助金」の資金に充てることといたします。この基金を活用することにより、定住の支援・地域の活性化を図るものであります。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
17番 今村義照君。

○今村議員 出資はいつごろ行い、金額についてどの程度想定され、その運営についてはどういうふう到现在の段階で考えておられるのか、そこら辺の御説明をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 この条例の趣旨は先ほど市長のほうからございました定住促進ということでございます。その財源としまして、市有住宅の売り払いといたしたもの、例えば、現在予定しておりますものは左円住宅が道路改良によりまして用地補償費が入ります。その費用をこの基金に積み立をすることですと、今後、これから向原の向ヶ丘団地を分譲、販売していきます。その分譲、販売したものを基金に積み立てる。また、上甲立団地の分譲をしていくその売り払いを基金にしていく。そういったものを財源といたしまして、この使い道としましては子育て、婚活の方が新築住宅を建てられるときの補助金に充てるとか、また先ほど向ヶ丘でありますとか、上甲立団地、それらを購入する方の購入代金の一部補助のための基金に充てたいということで、この条例の提案をさせていただいております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。  
この際、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時06分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

日程40 議案第18号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

日程41 議案第19号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第40、議案第18号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件から、日程第41、議案第19号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第18号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方分権改革一括法の施行による「図書館法」の改正に伴い、安芸高田市立図書館条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第19号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方主権改革一括法の施行による「博物館法」の改正に伴い、安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 議案第18号、19号につきまして、要点の御説明をいたします。地方主権改革一括法の施行に伴う条例の一部改正でございます。

議案第18号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」におきましては、第2次一括法の施行に伴う「図書館法」の改正に基づきまして、図書館協議会委員の委嘱基準を改正するものでございます。国の参酌基準どおり委嘱基準を改正するものでございます。

議案第19号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」におきましても、同様に第2次一括法の施行にともなう「博物館法」の改正に基づき、博物館協議会委員の委嘱基準を改正するものでございます。国の参酌基準どおり委嘱基準を改正するものでございます。

なお、両条例とも附則で施行日を図書館法、博物館法の改正施行日である平成24年4月1日としております。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員 この改正によって少し協議会の委員たる者の構成が変わってくるように思いますが、これまで両方ともいかなる機能を果たしているのか。そして、その変更によってどういったようなことが考えられるのか、そこら辺についての御見解を伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 これまで、図書館条例あるいは博物館条例におきましては、いずれも学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者を中心に委員の委嘱を行ってまいりました。

図書館協議会におきましては、学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者と今まで実際の委嘱のほうが行っておりますので、これに家庭教育の関係者が新たな基準として入ってまいりますので、より充実した協議会の議論がいただけるものと考えております。

博物館協議会におきましては、これまで議会、文教厚生委員長、あるいは文化財保護審議会、学識経験者の基準で委嘱をさせていただいておりましたが、学識経験者の中には学校関係者も学校教育の視点で入っていただいております。博物館協議会におきましては、実質、議会選出の文教厚生委員長から家庭教育の関係者へ基準が変更してまいります。こちらにおきましても博物館の運営におきまして家庭教育の視点で協議をいただけるという新たな利点も出てまいりますので、そうした国の委嘱基準をもとに、より有効な協議会を運営して生かしていただきたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

8番 山根温子さん。

○山根議員 19号に関してですけれども、18号もかかわるかとは思いますが、協議会等の委員の委嘱で範囲が広がるように解釈いたします。その中で、男女共同参画の観点からそういう女性のかかわりもふえてくると解してよろしいでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 ただいまの御指摘に基づき、男女共同参画の考え方をもとに、委員の委嘱について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって本案2件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案2件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて、本案2件に対する一括討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認めます。以上で本案2件に対する討論を終結いたします。これより、本案2件を個別に採決いたします。まず、議案第18号「安

芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第19号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

日程第42 議案第20号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第42、議案第20号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、所要の改正をすることにより、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 要点の説明を申し上げます。安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例について、要点の説明を申し上げます。

今回の改正は、石油基地等の巨大な物を対象としました、浮きふたつき特定屋外タンクを有する特定タンク貯蔵所の安全性を確保するために、当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が新たに設けられ、一定の構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る設置の許可申請に対する審査手数料が設けられたことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことにより、本安芸高田市消防手数料条例の所要の改正を行うものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 特殊なことで、我々余り身近に感じることはないんですが、具体例が安芸高田市においてあれば、説明いただければ、我々も熟知できるかと思しますので、お願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 今回の改正の石油基地等ですので、震災等でもありましたような巨大な一つのタンクで安芸高田市内のガソリンスタンドすべてをさらに超えるような大きな貯蔵施設でございます。それで、広島県でありますのは、大竹、江田島の備蓄基地等にごさいますして、当安芸高田市管内ではないものでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第20号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第43 | 議案第21号 | 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)                |
| 日程第44 | 議案第22号 | 平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)          |
| 日程第45 | 議案第23号 | 平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)            |
| 日程第46 | 議案第24号 | 平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第3号)          |
| 日程第47 | 議案第25号 | 平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)         |
| 日程第48 | 議案第26号 | 平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)   |
| 日程第49 | 議案第27号 | 平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)        |
| 日程第50 | 議案第28号 | 平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)         |
| 日程第51 | 議案第29号 | 平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第52 | 議案第30号 | 平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予                |

算（第3号）

日程第53 議案第31号 平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）

日程第54 議案第32号 平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

○藤井議長 日程第43、議案第21号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）の件から、日程第54、議案第32号「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第21号から議案第32号までの提案理由の御説明を申し上げます。はじめに、議案第21号の「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、14億4,269万8,000円を減額し、予算の総額を245億1,558万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、利子割交付金313万9,000円、配当割交付金467万円、株式等譲渡所得割交付金27万8,000円、ゴルフ場利用税交付金40万2,000円、分担金及び負担金961万9,000円、使用料及び手数料26万6,000円、財産収入331万9,000円、寄附金120万円を、それぞれ追加し、地方消費税交付金219万1,000円、自動車取得税交付金485万5,000円、国庫支出金1億1,248万7,000円、県支出金2,616万4,000円、繰入金1億6,460万2,000円、諸収入209万2,000円、市債11億5,320万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、農林水産業費847万1,000円、商工費19万4,000円、消防費1億1,957万円、教育費217万3,000円をそれぞれ追加し、議会費182万円、総務費12億4,818万6,000円、民生費1億3,380万7,000円、衛生費8,351万3,000円、土木費6,978万2,000円、災害復旧費276万7,000円、公債費3,323万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、38億9,497万4,000円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を45億3,540万円と定めるものであります。

次に、議案第22号「平成23年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、9,406万1,000円を追加し、予算の総額を40億2,163万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金8万6,000円、県支出金1万4,000円、療養給付費等交付金5万円、財産収入7万9,000円、繰越金9,702万9,000円をそれぞれ追加し、連合会支出金30万円、繰入金289万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費66万8,000円、保険給付費25万円、基金積立金9,710万8,000円をそれぞれ追加し、保健事業費396万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第23号「平成23年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、696万8,000円を減額し、予算の総額を39億2,643万円1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金740万2,000円を追加し、国庫支出金57万円、支払基金交付金315万7,000円、県支出金319万4,000円、財産収入10万4,000円、繰入金734万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費23万円、保険給付費500万円、基金積立金637万9,000円、諸支出金2万2,000円をそれぞれ追加し、地域支援事業費1,859万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第24号「平成23年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、155万6,000円を減額し、予算の総額を4,028万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入60万円を追加し、繰入金215万6,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費95万6,000円、サービス事業費60万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第25号「平成23年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、848万8,000円を減額し、予算の総額を4億4,882万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、諸収入434万6,000円を追加し、使用料及び手数料268万6,000円、繰入金684万8,000円、市債330万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費3万円を追加し、施設費651万円、公債費200万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、1億1,525万9,000円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を1億740万円と定めるものであります。

次に、議案第26号「平成23年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5,846万2,000円を減額し、予算の総額を4億9,771万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金944万円、使用料及び手数料550万円、繰入金3,982万2,000円、市債370万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費502万円、施設費2,840万円、公債費2,504万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、6,920万円と定めるものであります。

次に、議案第27号「平成23年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、215万5,000円を減額し、予算の総額を3億8,552万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金53万円、繰入金58万4,000円を、それぞれ追加し、使用料及び手数料326万9,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費68万5,000円、施設費100万円、公債費47万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第28号「平成23年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5,964万6,000円を減額し、予算の総額を2億2,025万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、財産収入1,000円を追加し、分担金及び負担金1,100万円、使用料及び手数料253万3,000円、国庫支出金1,668万6,000円、県支出金31万6,000円、繰入金1,081万2,000円、市債1,830万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費34万9,000円、施設費5,901万5,000円、公債費28万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、120万円と定めるものであります。

次に、議案第29号「平成23年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、7万2,000円を追加し、予算の総額を1,017万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金22万6,000円、繰越金4万6,000円をそれぞれ追加し、分担金及び負担金20万円を減額するものであります。

歳出につきましては、施設費2万6,000円、諸支出金4万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、議案第30号「平成23年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,057万4,000円を減額し、予算の総額を5億3,717万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料657万9,000円を追加し、分担金及び負担金355万9,000円、繰入金1,359万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費187万円、施設費764万8,000円、公債費105万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第31号「平成23年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4万5,000円を追加し、予算の総額を1,445万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金2万3,000円、繰越金2万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出につきましては、総務費4万2,000円、諸支出金2万3,000円を、それぞれ追加し、施設費2万円を減額するものであります。

最後に、議案第32号、「平成23年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第2条に定めた収益的収入及び支出につきまして、既決予定額は2億6,515万7,000円で、補正予定額359万2,000円を減額し、予定総額を収入、支出それぞれ2億6,156万5,000円とするものでございます。

予算第3条に定めた資本的収入につきまして、既決予定額は2億1,002万5,000円で、補正予定額32万円2,000円を増額し、予定総額を2億1,034万7,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、既決予定額3億1,989万4,000円で、補正予定額9,286万6,000円を減額し、予定総額を3億1,060万8,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億26万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額563万4,000円、当年度分損益勘定留保資金8,501万8,000円及び、建設改良積立金960万9,000円で補てんするものであります。

次に予算第4条に定めた起債の限度額の既決予定額1億4,100万円に補正予定額1,130万円を増額し、予定総額を1億5,230万円とするものであります。

次に予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのでき

ない経費の職員給与費の既決予定額1,946万7,000円に補正予定額180万円を減額し予定総額を1,766万7,000円とするものであります。以上、議案第21号から議案第32号まで一括して提案理由を説明いたしました。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより本案12件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって本案12件に対する質疑を終結いたします。

本案12件については、お手元の付託表のとおり、予算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次回は2月24日午前10時から再開いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員